

東京都内区市町村社会福祉協議会向け

情報漏えい保険のご案内

(専門事業者賠償責任保険)

- 1 東京都の区市町村社会福祉協議会向けの制度
この保険は東京都社会福祉協議会が契約者となる団体契約です。
- 2 法律上の損害賠償金はもちろん、情報漏えいまたはそのおそれが発生した場合の諸費用等も補償
- 3 簡易リスク診断サービス（無料）をご提供
- 4 マイナンバー法にも対応！

募集要項

保険契約者	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。
申込人	東京都社会福祉協議会の会員である区市町村社会福祉協議会に限ります。
記名被保険者	東京都社会福祉協議会の会員である区市町村社会福祉協議会に限ります。
ご加入の単位	社会福祉協議会単位となります。

保険期間：平成29年4月1日午後4時
～平成30年4月1日午後4時
見積依頼シート初回締切日：平成29年3月6日（月）
申込初回締切日：平成29年3月17日（金）

* 保険期間の中途でもご加入できます。（見積依頼シート毎月末締切・翌々月1日補償開始）

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

情報漏えい保険とは…

平成17年4月に個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）が施行されて以来、個人情報保護の意識がますます高まりをみせています。また、マイナンバー制度が運用開始となり、より厳格な情報管理が必要となっております。このような状況の中、特に多くのセンシティブな個人情報を取り扱う**貴社会福祉協議会**にとって「情報漏えいの防止」は重要な課題といえます。

そこで本制度では、**貴社会福祉協議会**にて万一、情報等が漏えいしたまたはそのおそれが発生した場合の賠償損害リスク、費用損害リスクを幅広くカバーします。

個人情報のみならず、企業秘密として管理されているノウハウ等、公然と知られていない特定の事業者に関する情報も対象となります。

<本制度の特徴>

①「ネットワーク危険補償特約」

コンピュータ・ウイルスやコンピュータ・ワームの感染等、日本国内におけるホームページの運営・管理や電子メールの送受信により生じた賠償損害に対して、保険金をお支払いします。（P.3）

②「簡易リスク診断サービス」

個人情報および法人情報（営業秘密等）の漏えいリスク、ならびに個人情報保護法等への対応に資する7項目について「情報管理チェックリスト」にご記入いただき、総合的な評価に基づき報告書を作成します。（P.2）

対象となる情報

次のいずれかに該当する情報をいいます。ただし、日本国内に所在する、または所在した情報に限ります。

- (a) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をいいます。(死者の情報を含み、記名被保険者の役員に関する情報は含みません。)
- (b) 特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報。

対象となる情報漏えい

ポイント1：下記すべての原因が対象！

過失（セキュリティ設定ミス、廃棄ミス、単純ミス）

内部犯罪（従業員・派遣社員・アルバイト等）

委託先（委託先での情報漏えい）

外部からの攻撃（不正アクセス、ウイルス等）

ポイント2：情報漏えいの発生時期は問いません！

最初の保険契約の保険期間開始日より前に発生した情報の漏えいもお支払いの対象とします。ただし、最初の保険契約の保険期間開始日より前に漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことを知っていた（知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）情報の漏えいは、保険金のお支払対象になりません。

ポイント3：紙ベースの情報の漏えいも対象！

電子データベース
（サーバー、ファイル等）

紙ベース
（紙のリスト、名簿、住所録等）

加入プラン

		Aプラン	Bプラン
補償内容	賠償損害補償 (1事故・期間中)	支払限度額	5,000万円
		免責金額	なし
	費用損害補償 (1事故・期間中)	支払限度額	500万円
		免責金額	なし

※費用損害補償は個人情報のみが対象となります。

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用等を含めた全ての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。

※免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

※お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「賠償支払限度額」欄（セットの場合はセット名一覧表）および「免責金額」欄にてご確認ください。

保険料例

※種別：社会福祉協議会の場合
※プロテクト費用特約・ネットワーク危険補償特約付帯、割引適用なしの場合

総収入金額	Aプラン	Bプラン
3億円	100,000円 (下限保険料)	120,000円 (下限保険料)
5億円	105,090円	126,510円
10億円	133,360円	160,790円
15億円	152,610円	183,850円

* 保険料は、加入プラン、法人全体の総収入金額、法人の情報漏えいに対する取組状況によって決まります。

* 中途加入の場合は月割保険料になります。

* 総収入金額とは、把握可能な最近の会計年度における総収入金額をいいます。

* この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。

○ ご加入の際には、保険料算出に必要な資料^(注)を引受保険会社にご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(注) 実績数値の記載がある申込人または被保険者作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」が必要となります。

○ 新規事業者等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料をいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただく必要があります。

ご加入の流れ

(有)東京福祉企画 FAX番号：03-3268-8832

① 貴社会福祉協議会様：保険料見積依頼シートをご記入のうえ、(有)東京福祉企画へFAXしてください。

② (有)東京福祉企画から貴社会福祉協議会へ見積書・申込書類を送付します。

③ 貴社会福祉協議会様：東京都社会福祉協議会へ保険料を振り込み、申込書類を送付してください。

④ 三井住友海上から6月上旬までに加入者証を郵送します。

* 加入者証受領までに事故が起こった場合、加入内容を確認致しますので取扱代理店へご連絡ください。

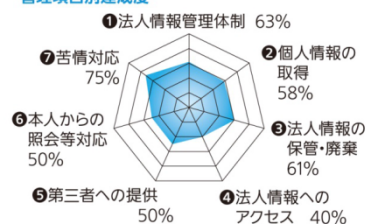
簡易リスク診断サービス（無料）

この簡易リスク診断では、個人情報の漏えいリスクならびに個人情報保護法対策に資する下記の7項目に関するご質問事項（全59項目）にご回答いただくことにより、総合的な評価に基づき報告書を作成します。（お申込み前の診断も可能です。）

- ① 法人情報管理体制
- ② 個人情報の取得
- ③ 法人情報の保管・廃棄
- ④ 法人情報へのアクセス
- ⑤ 第三者への提供
- ⑥ 本人からの照会等対応
- ⑦ 苦情対応



管理項目別達成度



情報管理リスク
評価報告書(例)

保険金をお支払いする主な場合・お支払いの対象となる損害

① 賠償損害（情報漏えいプロテクト特約） ～第三者への損害賠償に関する補償～

被保険者（保険契約により補償を受けられる方。「**貴社会福祉協議会**および**貴社会福祉協議会役員**」となります。）の自らの業務遂行の過程における情報の管理または管理の委託に伴って発生した情報の偶然な漏えいまたはそのおそれ起因して、日本国内において保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用および求償権保全費用）に対して、保険金をお支払いします。（基本リスク）
また、被保険者が他の事業者から受託した情報を偶然漏えいさせたまたはそのおそれが発生した場合に、その委託者から日本国内において損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、委託者からの損害賠償請求には、委託者が事故対応のための措置を日本国内で講じることによって被る費用損害を含みます。（求償リスク）

賠償損害 <お支払いの対象となる損害>

(①・③共通)

損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）

争訟費用

損害賠償に関する争訟について支出した争訟費用、弁護士費用等の費用

求償権保全費用

発生した情報漏えいまたはそのおそれについて、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用

② 費用損害（プロテクト費用補償特約） ～情報漏えいへの対応費用に関する補償～

被保険者の「自らの業務遂行の過程における個人情報」の管理または管理の委託に伴って発生した個人情報の偶然な漏えいまたはそのおそれによって、被保険者が引受保険会社への通知の翌日から180日間経過するまでに行なったブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置のために自ら支出した、次の費用に対して保険金をお支払いします。

◇法律相談費用 ◇広告宣伝活動費用 ◇事故対応費用 ◇コンサルティング費用

◇見舞金・見舞品費用（個人情報1件につき500円限度。従業員等に対する見舞金・見舞品は除きます。）

ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれが次の(a)、(b)の事由のいずれかによって客観的に明らかになった場合に限り、

(a) 被保険者が行う公的機関に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告に限り、

(b) 被保険者が行う新聞、テレビ、雑誌、インターネットまたはこれらに準ずる媒体による会見、報道、発表、広告等

費用損害 <お支払いの対象となる損害>

見舞金・見舞品費用

個人情報の漏えいまたはそのおそれにより個人情報を漏えいされたまたはそのおそれのある本人^(注1)に対して、謝罪のために支払う見舞金、送付する見舞品^(注2)にかかる費用。

ただし、個人情報1件^(注3)あたり500円を限度とし、引受保険会社があらかじめ承認したものに限り、

(注1)顧客の立場にない使用人等は除きます。

本人が死亡している場合には家族とします。

(注2) 記名被保険者のみで使用可能な商品券サービス券、割引券、チケット、回数券等や記名被保険者のみに提供可能なサービス、商品等は除きます。

(注3)本人と家族の個人情報をまとめて1単位として構成されている場合は、1件とみなします。

コンサルティング費用

個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実等についての確認もしくは調査を行うため、または個人情報の回収もしくは広告宣伝活動の方法を策定するために、個人情報を漏えいされたまたはそのおそれのある本人^(注)および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、引受保険会社があらかじめ承認したものに限り、

(注)左記の(注1)参照。

広告宣伝活動費用

個人情報の漏えいまたはそのおそれ起因するブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動^(注)に要した費用
(注)個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことに対する謝罪を表明するための社告または個人情報の漏えいの再発防止策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告に限り、

事故対応費用

個人情報の漏えいまたはそのおそれの直接の結果として、または個人情報の漏えいの影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実的に被る損害で、次のいずれかに該当する費用

- ア. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成および封筒代を含みます。）
- イ. 通信業務のコールセンター会社への委託費用
- ウ. 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- エ. 事故対応により生じる出張費および宿泊費
- オ. 事故原因調査費用
- カ. 他人に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用

法律相談費用

個人情報漏えいまたはそのおそれの対応のために、法律事務所または弁護士に対して支払う相談費用。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用は含まれません。

③ 賠償損害（ネットワーク危険補償特約） ～ネットワーク危険補償～

日本国内におけるホームページの運営・管理や電子メールの送受信により発生した次の事由により、被保険者に対して日本国内において損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が法律上の損害賠償請求を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ア. 次のいずれかに該当する事由に起因する、他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害

- コンピュータ・ウイルスまたはコンピュータ・ワームの感染
- 被保険者以外の者による不正アクセス
- 被保険者または従業員等が電子メールで発信した電子情報の瑕疵（かし）

イ. 次のいずれかに該当する事由に起因する他人の電子情報の消失または損壊

- コンピュータ・ウイルスまたはコンピュータ・ワームの感染
- 被保険者以外の者による不正アクセス
- 被保険者または従業員等が電子メールで発信した電子情報の瑕疵（かし）

ウ. 被保険者以外の者の人格権侵害

(ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれ起因する人格権侵害は「賠償損害補償－基本リスク・求償リスク」で対象となります。)

・保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

・賠償損害にかかわる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

・適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

想定される事故

事例① 社会福祉協議会からの委託を受けた在宅介護センターが個人情報を管理している事務室を管理していた。同センターが鍵を付け忘れ社会福祉協議会の高齢者見守りシステムに登録している世帯の個人情報を記した用紙が紛失。同センターと社会福祉協議会に損害賠償請求がなされた。

事例② 社会福祉協議会が運営する知的障害者通所授産施設で、職員が施設利用者の名前や健康診断結果などの情報を入力したUSBメモリ（パソコン用外部記憶媒体）1個を紛失した。事務所の机に入れていたUSBメモリがなくなっていることに気づき、施設の職員で探したが見つからず、後日ネットに流出していることが判明した。利用者の保護者らに謝罪するとともにおわび広告を掲載し、見舞金を支払った。

事例③ 社会福祉協議会の職員が、介護保険利用者の個人情報が記載されたメモや介護保険証が入ったカバンを盗まれ、損害賠償請求を受けた。

<お支払いした保険金例>

- 見舞金 ●損害賠償金 ●弁護士費用 ●コンサルティング費用 ●詫び状+郵送費 ●謝罪広告費用 等

保険金をお支払いしない主な場合

<情報漏えいプロテクターでお支払いしない主な場合—賠償損害・費用損害共通>

次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）
- 被保険者の故意または重過失による法令違反
- 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為
- 法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- 法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- 初年度契約である場合において、保険契約者・被保険者が情報の漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことを保険期間の開始日より前に知っていた、または知っていたと合理的に推定できる事故
- 継続契約である場合において、保険契約者・被保険者が情報漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことをこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始日より前に知っていた、または知っていたと合理的に推定できる事故
- 偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
- 国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）による情報の差押え、収用、没収、破壊、開示等。ただし消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- 被保険者による不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為または犯罪行為
- 履行不能または履行遅延

等

<情報漏えいプロテクターでお支払いしない主な場合—一次のいずれかに該当する事由によって生じた賠償損害>

- 利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
- 被保険者が本人に対して利用目的もしくは利用目的の変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
- 被保険者が被保険者以外の者に情報を提供し、または情報の一部もしくは全部の取扱いを委託したことが情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- 被保険者が被保険者以外の者と情報を共同して利用したことが情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- 被保険者が支出したと否とを問わない違約金に起因する損害賠償請求
- 日本国外で提起された損害賠償請求

等

<情報漏えいプロテクターでお支払いしない主な場合—一次のいずれかに該当する事由によって生じた費用損害>

- この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
- 正当な理由がなく、通常の措置に係る費用を超えて要した費用
- 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を、弁護士に委任したことにより生じた費用（弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用を含みます。）
- 記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や記名被保険者のみが提供可能なサービス、商品等にかかる費用
- 被保険者に生じた喪失利益

等

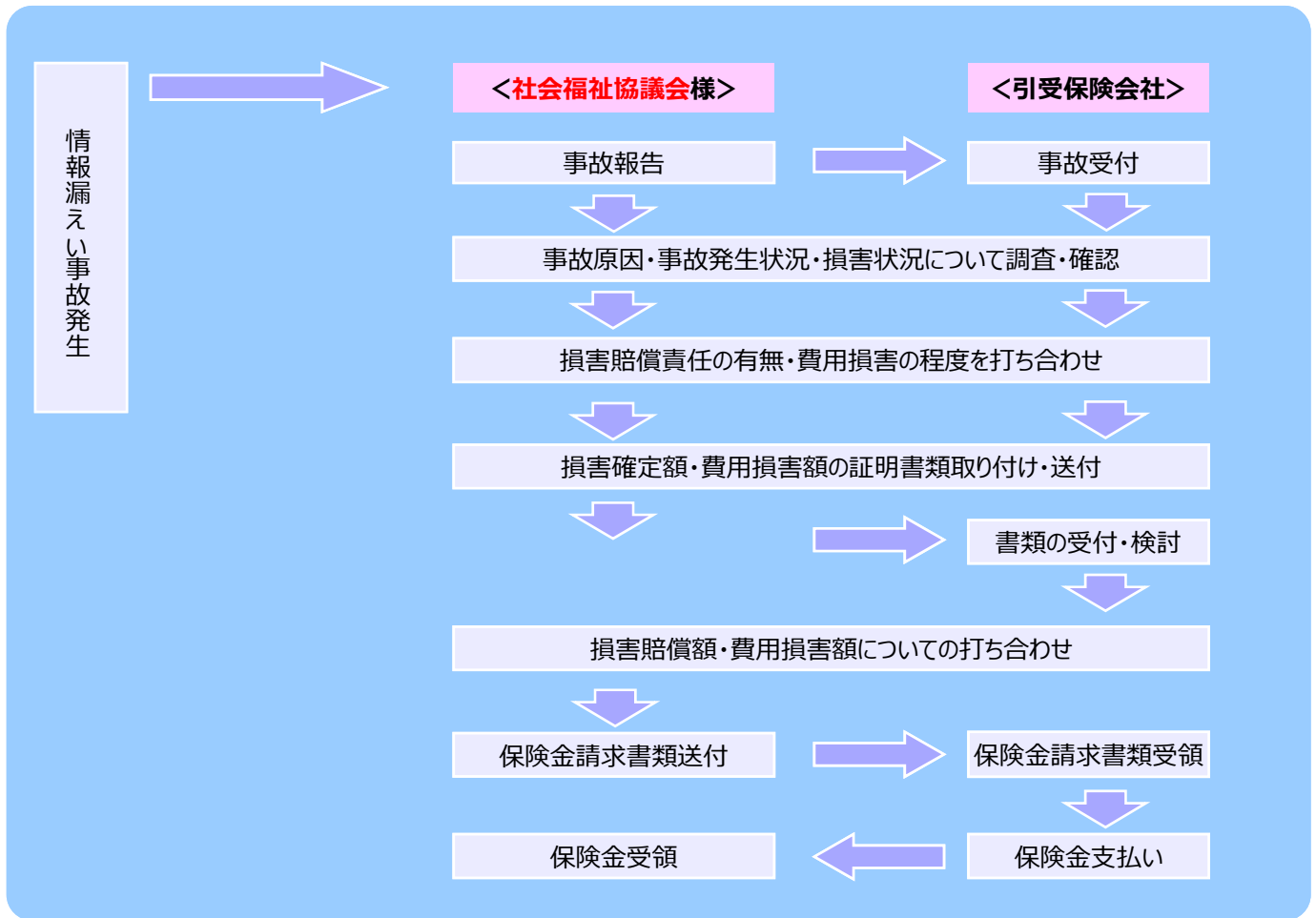
<ネットワーク危険補償でお支払いしない主な場合—ネットワーク危険の場合のみ適用>

次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害

- この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対して提起された損害賠償請求の中で申し立てられていた事由に起因する損害賠償請求
- 電子マネー（出入金等金銭の情報を電子化した、現物の通貨と同様の動きをするものをいいます。）に起因する損害賠償請求
- ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求
- 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
- 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した（対価の有無を問いません。）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求
- 被保険者以外の者に管理を委託された、またはメンテナンスを行った（対価の有無を問いません。）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求
- 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀（き）損または人格権侵害に対する損害賠償請求
- 財物（貨幣を除きます。以下同様です。）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者からのコンピュータ・ウイルスまたはコンピュータ・ワームの感染による被保険者以外の者の情報システム・ネットワークまたは電子情報の損壊に起因する場合を除きます。

等

保険金ご請求手続の流れ



事故が起こった場合の手続

(1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- 情報漏えいが発生した日 ○情報漏えいが発生したことを知った日 ○漏えいした情報の内容
- 警察署もしくは行政庁または公的機関への届け出を行った場合にはその届出日 ○請求者の氏名 ○請求の状況

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は いち早く
0120-258-189(無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社へ書面によりご通知いただく必要があります。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※ 1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※ 2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 (注) (注) 損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知ったときの状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、全部（個人）事項証明書
② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類
③ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用、プロテクト費用、求償権保全費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。

（注1） 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注2） 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3） 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

個人情報取扱

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

その他のご注意

- ◆申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、この書面に記載の事項につき被保険者にも必ずご説明ください。
- ◆複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。（なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定したい東京福祉企画ホームページにてご案内します。）
- ◆ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ◆取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ◆ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ◆＜保険会社破綻時等の取扱い＞（平成29年1月現在）
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
 - 補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

問い合わせ先

【取扱代理店】

有限会社 東京福祉企画（東京都社会福祉協議会指定保険代理店）

〒162-0821 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3F

TEL 03-3268-0910 FAX 03-3268-8832

【団体契約者】

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会（団体窓口）福祉部 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL 03-3268-7232 FAX 03-3268-2148

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室（幹事保険会社）

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台ビル新館14F

TEL 03-3259-7593 FAX 03-3259-7581

東京海上日動火災保険株式会社・損害保険ジャパン日本興亜株式会社

【保険料お振込先】 みずほ銀行 飯田橋支店 普通口座 No.1491278

名義： 福）東京都社会福祉協議会 施設賠償口

使用期限：2018.4.1 A16-103673